

一般社団法人日本福祉のまちづくり学会

平成 23 年 2 月 2 日制 定

平成 26 年 6 月 28 日一部改正

平成 26 年 11 月 5 日一部改正

平成 27 年 3 月 5 日一部改正

令和 6 年 10 月 11 日一部改正

## 代議員選挙規約

一般社団法人日本福祉のまちづくり学会（以下「学会」という。）の代議員選挙運営に関しては、一般社団法人日本福祉のまちづくり学会定款（以下「定款」という。）に定めるもののほか、この規約の定めるところによる。

### （目的）

第 1 条 この規約は、本法人の定款第 14 条に基づき、正会員の中から代議員を選出する選挙に関して必要な事項を定めることを目的とする。

### （選挙権・被選挙権資格）

第 2 条 代議員の選挙権及び被選挙権を有する者とは、当該年度の会費を納入しているすべての正会員をいう。

### （選挙に関する事項の決定）

第 3 条 理事会は、選挙告示日の 1 か月以上前までに、代議員の選挙に関する事項（選挙代議員及び支部代議員の選挙日、推薦代議員候補者名簿の作成日等）を決定する。

### （選挙管理委員会）

第 4 条 代議員選挙を実施するために、選挙管理委員会を置く。

2 選挙管理委員は若干名とし、正会員の中から理事会の決議に基づいて会長が指名し、委員長を互選する。

(選挙代議員及び支部代議員の選出方法)

第5条 選挙管理委員会は、選挙投票日の1か月以上前までに、選挙代議員及び支部代議員に関する選挙に関する告示を行う。

2 選挙代議員及び支部代議員に立候補する者は、選挙管理委員会が定める期日までに、選挙管理委員会が定める方法によって、選挙管理委員会に立候補の旨を届けなければならない。

3 選挙管理委員会は、正会員に対して、本法人の会報その他による方法によって代議員選挙候補者一覧表を発表し、投票用紙の郵送または電磁的方法（電子メールまたはウェブ投票システムを指す）により投票の案内を行う。

4 選挙代議員及び支部代議員の選挙は同時に行い、代議員選挙候補者一覧表に掲げる者の中から、選挙権を有する正会員1名につき1枚の投票用紙またはウェブ投票システム上に、選挙代議員においては10名以内を記載し、支部代議員においては1名を記載し、無記名投票（選挙管理委員会宛の密封された封筒の郵送またはウェブ投票システム）の方法によって行う。ウェブ投票システムを使用する場合、ここでいう記載は立候補者名の選択を指すものとする。

5 選挙管理委員会は、前項までの選挙結果をただちに理事会に報告する。

(推薦代議員の選出方法)

第6条 推薦代議員候補者は、学会長が現行の各理事ならびに選挙選出代議員からの推薦を受け、専門分野等及び地域のバランスを考慮したうえで選定する。学会長は別紙「推薦代議員推薦用紙」に「被推薦者名、所属、専門分野および推薦理由」を記載の上、推薦代議員候補者名簿一覧を作成して理事会に提出する。なお、推薦すべき代議員候補は定款第14条4項の定めのとおり10名以内とする。

2 理事会は、推薦代議員候補者名簿に記載された者の被選挙権資格を点検した上で、総会に同名簿を提出する。

3 推薦代議員は、推薦代議員候補者名簿の中から、総会で承認を受けることによって選出される。

(規約の変更)

第 7 条 この規約の変更は、理事会において行う。

#### 附則

1 本規約に基づく施行に関し必要な事項は、理事会の議決に基づいて別に「規則」を定めることができる。

2 本規約は、平成 23 年 2 月 2 日から施行する。

3 本法人設立直後に行う第 1 回目の選挙に当たっては、本代議員選挙規約の以下の規定は適用しない。第 2 条、第 3 条、第 4 条第 2 項、第 5 条第 1 項・第 3 項・第 4 項・第 5 項、第 6 条。

4 本規約は、平成 26 年 6 月 28 日から一部改定施行する。

5 本規約は、平成 26 年 11 月 5 日から一部改定施行する。

6 本規約は、平成 27 年 3 月 5 日から一部改定施行する。

7 本規約は、令和 6 年 10 月 11 日から一部改定施行する。

別紙

令和 年度 学会長による推薦代議員の推薦（10名以内）

年 月 日

以下の方を推薦代議員候補として推薦します。

被推薦者名	被推薦者所属	専門分野・推薦理由